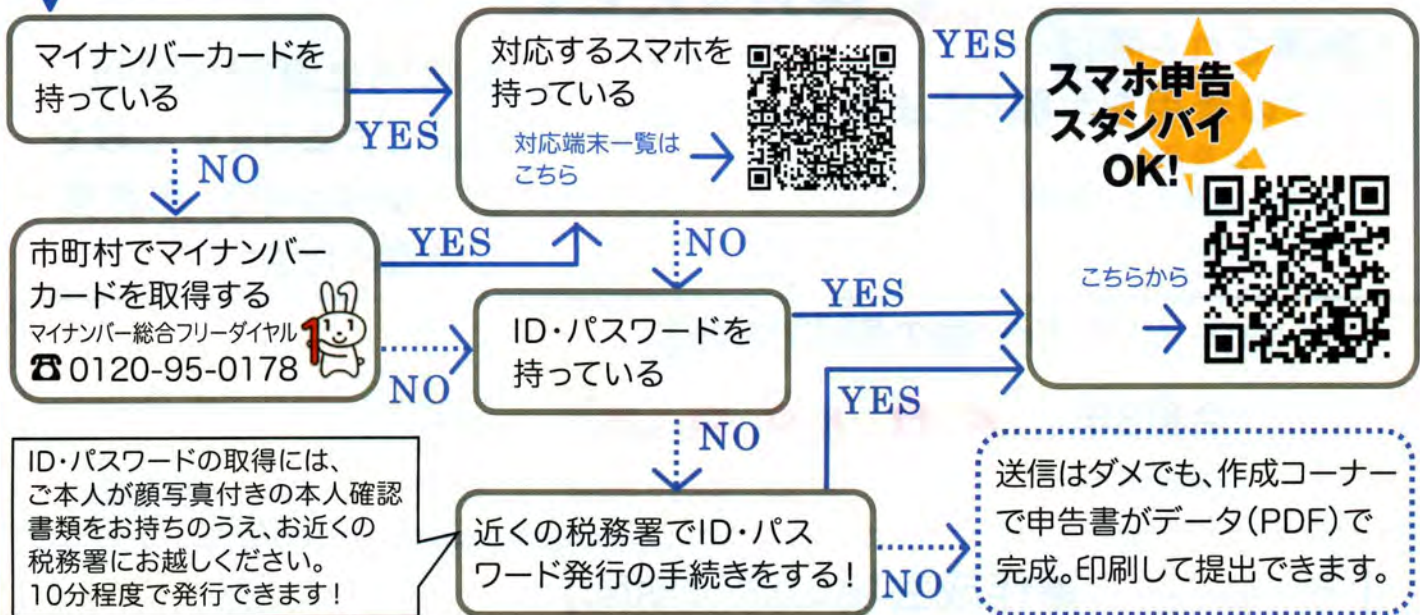


令和2年分確定申告に関するお知らせ

例年、税務署の申告書作成会場は **大変混雑** します。
混雑した税務署へ行かなくても、申告書等は自宅
国税庁ホームページから作成・送信(提出)できます。

申告はスマホがおススメ!!

↓ スマホがあればSTART!



税務署で申告書の作成・相談を希望される方は裏面をご覧ください。

税務署からの
お願い

確定申告会場のルール 変わります!

ソーシャルディスタンスを確保します

入場整理券の
配付状況に応じて
早めに相談受付を
終了する場合があります

咳や発熱等の
症状のある方や
体調のすぐれない方は
入場をお断りします

作成会場に
お越しの際は
感染症対策に
ご協力ください

こまめに換気します

ご来場される際は
マスクの着用をお願いします
マスクを着用されていない場合
入場をお断りする場合があります

会場内に筆記用具は
用意しておりませんので
ボールペンや計算器具等
をご持参ください

【① 申告書作成会場の開設期間】

👉 令和3年 2月16日(火) から
👉 令和3年 3月15日(月) まで (土・日・祝日を除く)

【② 還付申告書作成会場の開設期間】

令和2年分の確定申告期に限り、給与所得者や年金所得者を主な対象として、下記期間でも還付申告相談をお受けしています。

👉 令和3年 2月3日(水) から
👉 令和3年 2月15日(月) まで (土・日・祝日を除く)

【③ 相談受付時間】 👉 16時まで

※本年は会場内の混雑を回避するため「入場整理券」の配付を予定しており、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

【申告内容などのお問合せ】

○ 東住吉税務署 〒547-8501 大阪市平野区平野西 2-2-2

Tel 06-6702-0001

※ 申告書作成会場の開設期間中、東住吉税務署内には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。